

花づくりグループの支援事業に参加される方へ



説明書

【目的について】

・花づくりグループとは、公園の花壇を地域住民の方に開放し、花づくりを楽しんでもらいながら公園を美しくすることを目的とします。

【グループについて】

・花づくりグループは、区民3名以上(同居親族、姻族を除く)で登録します。

【場所について】

・場所は区が指定します。
・区は花壇にグループ名を書いた表示板を設置します。



【期間について】

・毎年4月から翌年3月までとします。
・次の期間の花づくりは3月前後に実施するアンケートにより継続するかどうかを決めていただきます。
・区は、公園の管理運営上不都合が生じた時は、期間途中でも花づくりを中止します。

【作業内容について】

・花づくりに伴う花壇の土づくり、デザイン、花苗の植え付けや植え替え、種まき、水やり、除草、施肥などです。
・区の担当者と相談の上、相互に理解の上花づくりを実施してください。
・2週間に1度は様子を見てください。雑草は種がこぼれる前に根から抜いてください。

【花について】

・区は花の苗等を、年2回提供します。他に必要な資材はグループでご用意ください。
・グループで用意した花を植えられますが、野菜と樹木は植えられません。観賞用の草花に限ります。(宿根草、球根、ハーブ類可。種が市販されていない雑草は不可。)
・花壇に植えたものは公共のものとなります。グループや個人のものではありません。
・花は必ず地植えにしてください。

【道具について】

- ・道具はグループでご用意ください。
- ・道具は作業のつど持参してください。道具を収納する倉庫は設置しません。

【ごみについて】

- ・作業中に出るごみや雑草は、袋に入れ公園のごみ箱に入れてください。
- ごみ箱のない公園については、ご面倒ですが自宅に持ち帰り家庭ごみとして処理をお願いします。ただし、植え替えの時など大量にごみが出る場合は、区担当者との相談の上、公園内で区の指定した場所に置くことができます。

【ボランティア保険について】

- ・作業中に発生した事故や損害補償等に備えて、区が申込書の名簿のとおりボランティア保険に加入します。グループのメンバーに変更があった場合は、速やかに区にお知らせください。

【禁止事項について】

- ・公園利用者や近隣の住民に迷惑になる行為はやめてください。
- ・公共の場所を個人が利用していると受け取られかねない行為は禁止します。
- ・区で指定した場所以外に植えないでください。
- ・家庭にある植木鉢やプランターを、花壇に置かないでください。
- ・道具を公園に放置しないでください。必ず自宅にお持ち帰りください。

【問い合わせ先】

- ・南部土木サービスセンター地域連携係 TEL3579-2532(直通)
〒174-0062 板橋区富士見町3番1号
- ・北部土木サービスセンター地域連携係 TEL5398-1259(直通)
〒175-0081 板橋区新河岸一丁目9番8号

